

令和 8 年 9 月 1 日からの保険医療機関等の遡及指定の取扱いについて

保険医療機関等の廃止を伴い、新たに保険医療機関等の指定を受ける場合における、例外的な取扱い(遡及指定)について

新たに保険医療機関等の指定を受ける場合は、通常、指定に係る申請を行った翌月の1日が指定日となるが、以下のいずれかに該当し、開設者の死亡等緊急やむを得ない場合を除き、変更前の保険医療機関等(以下「旧医療機関等」という。)の廃止日の原則として同日又は翌日(以下「遡及指定日」という。)付で、変更後の保険医療機関等(以下「新医療機関等」という。)が指定を受けることを希望する場合であって、地方社会保険医療協議会(以下「地医協」という。)で認められた場合は、例外的に、遡及指定を行い、当該遡及指定日から診療報酬の算定を行うことができます。

なお、遡及指定の可否の決定にあたっては、

- ・新医療機関等と旧医療機関等の診療体制・機能が、一連のものとして認められるか
 - ・第三者の権利関係に与える影響の観点から妥当であるか
- 等の観点から、個別事例の具体的な状況を踏まえて総合的に判断することとなります。

(1) 対象となる事例

- ・保険医療機関等の開設者変更を行う場合
- ・保険医療機関等の所在地変更を行う場合
- ・開設者を個人から法人に、又は法人から個人に変更する場合
- ・保険医療機関を病院から診療所に、又は診療所から病院に変更する場合

(2) 遡及指定を希望する場合の申請手続き

次の類型に応じて申請手続きが異なります。

① 開設者死亡等の場合【開設者が個人である病院、診療所及び薬局に限る。】

開設者の死亡、病気等により、血族その他勤務する保険医等が引き続き開設者となって、職員及び診療録・調剤録等を引き継いで患者の診療・調剤を継続する場合であって、緊急で遡及指定の申請手続きを行う場合

<申請手続き>

遡及指定を希望する新医療機関等の開設者は、下記の必要書類を提出すること。

- ☐ 「保険医療機関・保険薬局指定申請書」(保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令(以下「省令」という。)様式第1号(第3条関係))等省令第3条に定められている事項が確認できる書類
- ☐ その他指定の適格性等を確認するために必要な書類
- ☐ 届出を希望する施設基準の届出様式

旧医療機関等の開設者の相続人等は、旧医療機関等の廃止に係る届出を行うこと。

- ☐ 「保険医療機関・保険薬局廃止届」(廃止の確認のために必要な書類)

※申請・届出に関する添付書類及び締切日等については、保険医療機関又は保険薬局が所在する県を管轄する事務所(広島県にあっては指導監査課)にお問い合わせください。

※指定申請書、施設基準の届出様式等については、中国四国厚生局ホームページからダウンロードの上、提出してください。

② 至近の距離への移転又は開設者のみの変更であって一定の要件を満たす場合【病院、診療所、薬局】

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当し、遡及指定の申請を行う場合であって、以下の「基本的には認める要件」を満たす場合

(ア) 至近の距離(同一都道府県内における直線距離で2km 以内)への移転(開設者に変更がない場合に限る。)

(イ) 所在地移転を伴わず開設者のみの変更(ただし、病院及び診療所については、次のいずれかに該当する場合に限る。)

- ・変更前の開設者が個人であって、血族その他勤務する保険医等の個人に変更する場合
- ・変更前の開設者が個人であって、当該個人を代表者(理事長)とする法人に変更する場合
- ・変更前の開設者が法人であって、当該法人の代表者(理事長)を個人の開設者に変更する場合

<申請手続き>

遡及指定を希望する新医療機関等の開設者は、下記の必要書類を提出すること。

☐ 「保険医療機関・保険薬局指定申請書」(保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令(以下「省令」という。)様式第1号(第3条関係))等省令第3条に定められている事項が確認できる書類

☐ 「別紙1」の確認書類

☐ その他指定の適格性等を確認するために必要な書類

☐ 届出を希望する施設基準の届出様式

旧医療機関等の開設者の相続人等は、旧医療機関等の廃止に係る届出を行うこと。

☐ 「保険医療機関・保険薬局廃止届」(廃止の確認のために必要な書類)

※申請・届出に関する添付書類及び締切日等については、保険医療機関又は保険薬局が所在する県を管轄する事務所(広島県にあっては指導監査課)にお問い合わせください。

※指定申請書、施設基準の届出様式等については、中国四国厚生局ホームページからダウンロードの上、提出してください。

【基本的には認める要件】

次の全ての□に該当すること。(※該当性に疑義等がある場合は、事前にお問い合わせください。)

【複雑な事例ではないこと】

- ☐ 1つの保険医療機関等の廃止と1つの保険医療機関等の開設を伴う事例であること(複数の保険医療機関等の廃止や複数の保険医療機関等の開設を伴う事例ではないこと)

【過去に診療・調剤した患者の引継ぎ】

- ☐ 診療録・調剤録等の引継ぎが行われること
- ☐ 新医療機関等において、旧医療機関等を受診した患者の診療・調剤に係る問い合わせへの対応を行うこと

【現に診療中の患者の引継ぎ】

- ☐ (病院・有床診療所の場合)旧医療機関の入院患者及び外来・在宅患者への診療が、新医療機関において引き続き行われること
- ☐ (無床診療所の場合)旧医療機関の外来・在宅患者への診療が、新医療機関において引き続き行われること
- ☐ (薬局の場合)旧薬局の患者への調剤が、新薬局において引き続き行われること

【標榜診療科】

- (病院・診療所の場合)旧医療機関における主な標榜診療科が、全て新医療機関において引き続き標榜されること

【管理者(管理薬剤師)の引継ぎ】

- 新医療機関等の管理者(管理薬剤師)が、旧医療機関等の管理者(管理薬剤師)と同一の医師(薬剤師)であること(開設者が個人であって当該開設者が管理者(管理薬剤師)を兼ねている場合において、血族その他勤務する保険医等との間で開設者及び管理者(管理薬剤師)を同時に変更するときは、この限りではない)

【職員の引継ぎ】

- (病院・診療所の場合)旧医療機関で診療にあたっていた医師(常勤及び非常勤)のうち、概ね8割以上(小数点以下切り捨て)の医師が、新医療機関において常勤又は非常勤として引き続き雇用されること(所在地移転を伴わず開設者のみ変更する場合にあっては、原則として当該開設者を除く全ての職員が引き続き雇用されること)
- (病院・診療所の場合)旧医療機関で診療にあたっていた常勤医師のうち、概ね5割以上(小数点以下切り捨て)の医師が、新医療機関において常勤医師として引き続き雇用されること
- (薬局の場合)旧薬局で調剤にあたっていた薬剤師(常勤及び非常勤)のうち、概ね8割以上(小数点以下切り捨て)の薬剤師が新薬局において常勤又は非常勤として引き続き雇用されること(所在地移転を伴わず開設者のみ変更する場合にあっては、原則として当該開設者を除く全ての職員が引き続き雇用されること)
- (薬局の場合)旧薬局で調剤にあたっていた常勤薬剤師のうち、概ね5割以上(小数点以下切り捨て)の薬剤師が新薬局において常勤薬剤師として引き続き雇用されること

③ その他の場合【病院、診療所、薬局】

上記1.(2)①及び②に該当しない事例(直線距離で2kmを超える所在地移転を行う場合、所在地移転と開設者変更を同時に行う場合、病院から診療所(診療所から病院)に変更を行う場合等)

<申請手続き>

1. 遡及指定を希望する新医療機関等の開設者は、原則として遡及指定を希望する日の**3か月前まで**に、「別紙2-1(又は別紙2-2、2-3)」の予定届出書の届出を行い、保険医療機関又は保険薬局が所在する県を管轄する事務所(広島県にあっては指導監査課)の要請に応じて事前相談を行うこと。
 - 「別紙2-1(又は別紙2-2、2-3)」の予定届出書
2. 遡及指定を希望する新医療機関等の開設者は、下記の必要書類を提出すること。
 - 「保険医療機関・保険薬局指定申請書」(保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令(以下「省令」という。)様式第1号(第3条関係))等省令第3条に定められている事項が確認できる書類
 - その他指定の適格性等を確認するために必要な書類
 - 届出を希望する施設基準の届出様式
 - 「別紙2-1(又は別紙2-2、2-3)」の届出書旧医療機関等の開設者の相続人等は、旧医療機関等の廃止に係る届出を行うこと。
 - 「保険医療機関・保険薬局廃止届」(廃止の確認のために必要な書類)

※上記2における申請・届出に関する添付書類及び締切日等については、保険医療機関又は保険薬局が所在する県を管轄する事務所(広島県にあっては指導監査課)にお問い合わせください。
 ※指定申請書、施設基準の届出様式等については、中国四国厚生局ホームページからダウンロードの上、提出してください。

＜遡及指定の可否の判断について＞

遡及指定の可否の決定にあたっては、「新医療機関等と旧医療機関等の診療体制・機能が、一連のものとして認められるか」「第三者の権利関係に与える影響の観点から妥当であるか」等の観点から、個別事例の具体的な状況を踏まえて総合的に判断する必要がある、特に当該「③その他の場合」に該当する事例については慎重な判断を要することから、保険医療機関等の経営上の予見可能性の確保と、全国統一的な運用を推進するため、以下の基準により判断することとする。

なお、以下の判断基準を満たさない事項がある事例については、遡及指定は原則として認められないこととするが、例外的な事例が生じた場合については、保険医療機関又は保険薬局が所在する県を管轄する事務所(広島県にあっては指導監査課)において、個別具体的な状況を踏まえて総合的に判断することとなります。

【判断基準】(※該当性に疑義等がある場合は、事前にお問い合わせください。)

項目	具体的な判断基準
【過去に診療・調剤した患者の引継ぎ】	◎以下のいずれも満たすこと。 ☐ 診療録・調剤録等の引継ぎが行われること ☐ 新医療機関等において、旧医療機関等を受診した患者の診療・調剤に係る問い合わせへの対応を行うこと
【現に診療中の患者の引継ぎ】	◎以下に該当すること。 ☐ (病院・有床診療所の場合)旧医療機関の入院患者及び外来・在宅患者への診療が、新医療機関において引き続き行われること ☐ (無床診療所の場合)旧医療機関の外来・在宅患者への診療が、新医療機関において引き続き行われること ☐ (薬局の場合)旧薬局の患者の調剤が、新薬局において引き続き行われること
【標榜診療科】	◎以下に該当すること。 ☐ (病院・診療所の場合)旧医療機関における主な標榜診療科が、全て新医療機関において引き続き標榜されること ◎なお、標榜診療科の一部を縮小する場合にあっては、他の医療機関への適切な紹介が行われているか等の観点から、特に慎重な判断を要すること
【職員の引継ぎ】	◎以下に該当すること。 ☐ (病院・診療所の場合)旧医療機関で診療にあっていた常勤医師のうち、概ね5割以上(小数点以下切り捨て)、又は常勤・非常勤医師のうち「常勤医師数」と「非常勤医師の常勤換算医師数」の和の概ね5割以上に相当する医師が、新医療機関において引き続き雇用され診療にあたること ☐ (薬局の場合)旧薬局で調剤にあっていた薬剤師(常勤及び非常勤)のうち、概ね5割以上(小数点以下切り捨て)の薬剤師が、新薬局において引き続き雇用されること ◎なお、管理者(管理薬剤師)が変更となる場合にあっては、管理者(管理薬剤師)以外の医師・薬剤師やその他の職員の引継ぎ状況等を踏まえ、診療・調剤の実態に変更がないか等の観点から、特に慎重な判断を要すること。

【移転する距離が近いこと】(所在地を移転する場合)	◎以下に該当すること。 □(病院・有床診療所の場合)「同一二次医療圏内」又は「同一都道府県内の直線距離で12km以内」のいずれかであること □(無床診療所の場合)「同一市区町村内」又は「同一都道府県内の直線距離で6km以内」のいずれかであること □(薬局の場合)「同一市区町村内」又は「同一都道府県内の直線距離で6km以内」であること
【地域医療構想調整会議等における議論】	◎以下に該当すること。 □(病院・有床診療所の場合)必要に応じて、地域医療構想調整会議等における当該事例に係る議論を経て、医療法上の変更が行われていること

(3) 留意事項

- ・歯科診療所にあつては、「診療所」を「歯科診療所」に、「医師」を「歯科医師」にそれぞれ読み替えて適用するものとする。